

先進的金型研究会規約

(名称)

第1条 本研究会は、先進的金型研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、産学官連携により、金型をはじめとした金属加工技術とノウハウの向上を図り、もって新潟県の産業の活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 各種セミナー、講演会及び研修会等の開催
- (2) 会員の技術向上のための勉強会等の開催
- (3) その他、研究会の目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 研究会の会員は、第2条の目的に賛同する法人会員、個人会員及び指導会員とする。

- 2 法人会員及び個人会員は、研究会活動に参加しようとする法人及び個人であり、第8条の会費を納めるものとする。
- 3 指導会員は、新潟県工業技術総合研究所とし、研究会の事業計画の企画及び技術指導等を行う。

(役員)

第5条 研究会に役員として、会長及び監事各1名を置く。

- 2 会長は、研究会を代表し会務を総括する。
- 3 会長に、事故あるときは会長があらかじめ指定するものが、その職務を代行する。
- 4 会長は、会員の互選により定める。
- 5 監事は、研究会の事業活動を監査し、総会に報告する。
- 6 監事は、会員の互選により定める。

(会議)

第6条 研究会は、年度当初に総会（書面決議を含む。）を開催する。

- 2 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) その他研究会に関する重要な事項
- 3 総会は、会長が招集し、総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会に出席できない会員は、会長に表決を委任することができる。この場合において、第4項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(経費)

第7条 研究会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第8条 会員の会費については、別に定める。

(会計年度)

第9条 研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局の設置)

第10条 研究会の運営及び事務を処理するため、財団法人にいがた産業創造機構産業創造グループ内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置くものとし、事務局長は、財団法人にいがた産業創造機構産業創造グループマネージャーとする。

(守秘義務)

第11条 会員は、研究会で知り得た技術情報等は、公知のものとなるまで漏らしてはならない。

(入退会)

第12条 新たに入会を希望するものは、その旨を事務局に届け出るとともに、第8条に定める会費を納めるものとする。

2 退会を希望するものは、その旨を事務局に届けなければならない。この場合既納の会費は返却しない。

3 所定の日から3カ月以上会費を未納した場合は、退会したものとみなす。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 本会則は、平成21年8月21日より施行する。

2 事業初年度は、第4条の規定にかかわらず、この会則が施行された日から翌年の3月31日までとする。

先進的金型研究会規約 別紙

第8条に定める会費は、法人会員年20,000円、個人会員年10,000円とする。
但し、特別な事業を実施する場合は、参加費として別に徴収できるものとする。